

市民相談(7月分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。中止の場合は、市ホームページでお知らせします。

祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階市民相談室101・102
問 魅力創造発信課
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など
▼弁護士※予(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30
▼司法書士※予(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記
▼司法書士※予(1人30分・先着4人)
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など
▼税理士※予(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など
▼行政書士※予(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など
▼宅地建物取引士※予(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など
▼行政相談委員予前日までに
第4火曜日10:00~12:00

国民年金の保険料免除制度
国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、老後の老齢基礎年金の他、万が一のとき障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。国民年金の保険料は月額1万6千610円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きにより、保険料が免除されることがあります。
保険料の免除制度には、「4分の1免除」、「半額免除」、「4分の3免除」、「全額免除」があります。
これらの免除が適用されるには、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が、一定の基準額以下であることが条件です(なお、令和2年1月以降に離職された場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写しを添付してください)。

令和3年度(7月~令和4年6月)の免除申請については、7月から受け付けを開始しますが、過去の期間に関する免除申請(申請書受付月から2年1カ月前までの未納保険料)は、随時申請が可能です。その際も同様に各申請年度の前年所得で審査が行われます。
なお、保険料が免除された期間の老齢基礎年金額は、全額納めた場合と比較して、4分の1免除期間は「8分の7」、半額免除期間は「8分の6」、4分の3免除期間は「8分の5」、全額免除期間は「8分の4」に相当する額で年金額が計算されます。
これらの免除期間は障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合にも適用されます。
ただし、一部免除制度は、残りの納付すべき保険料を納め忘れると、免除が無効になり、老齢・障害・遺族の各基礎年金受給資格期間には含まれません。

ので、必ず所定の保険料を納付してください。
この他、50歳未満の人を対象とした「納付猶予制度(所得審査あり)」があります。
また、学生を対象とした「学生納付特例(所得審査あり)」といった保険料の納付が猶予される制度もあります。
なお、免除または猶予された保険料は、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に追納することができます。
追納するとき、免除が承認された期間が属する年度から起算して、3年度以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の額が加算されます。
問 総合窓口課国民年金担当
TEL 06-6992-1524

毎月	場所	7月
第1火曜日	西部	6日
第2火曜日	北部	13日
第3火曜日	錦	20日
第4火曜日	八雲東	27日
第2木曜日	南部エリア	8日
第3木曜日	東部エリア	15日
毎月	場所	8月
第1火曜日	西部	3日
第1木曜日	庭窪	5日

時 全て10:00~12:00

福祉の総合相談
時 ①平日午前9時~午後5時30分 ②平日午前10時~午後4時(表の開催日時を除く) ③平日(表のとおり)
場 ①市役所7階守口市社会福祉協議会(藤田町4-20-1) ②いきいきネット相談支援センター ③各コミュニティセンター
備 当日直接
問 守口市社会福祉協議会
TEL 06-6992-2715

市長の資産等報告書の閲覧
「政治倫理の確立のための守口市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、令和3年度に提出された市長の資産等補充報告書、所得等報告書および関連会社等報告書が、6月30日から法制文書課で閲覧できます。
問 市長室
TEL 06-6992-1302

守口市教育委員会の共催及び後援等の申請方法ならび様式の変更
市民サービス向上の観点から、5月1日より左記のとおり変更しました。
【主な変更点】
▽Eメールによる申請が可能になりました
▽各種様式を変更しました
記載例など、詳しくは、市教育委員会ホームページ「共催及び後援等の申請について」を確認してください。
注 旧様式は使用できません。
問 教育委員会事務局教育部総務課
TEL 06-6995-3152

第十一回特別弔慰金の支給
特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊厳に思いをいたし、国として改めて弔

慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。第十一回特別弔慰金は、令和2年4月1日を新たな基準日とし、先順位のご遺族一人に支給されます。
対 ▽令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合
▽戦没者等の死亡当時のご遺族で①~④に該当する場合
1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父 母 ④兄弟姉妹
注 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。
4. 右記①~③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。
内 額面25万円、5年償還の記名国債
請求期間 令和5年3月31日まで
注 請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができません。
問 地域福祉課

TEL 06-6992-1570
セアカゴケグモに注意
セアカゴケグモは日当たりが良い場所に生息し、毒グモの一種ですが、攻撃性は低くおとなしいクモです。発見したら、素手でさわらないようにしましょう。また、市販の家庭用スプレー殺虫剤で駆除できます。
万が一かまれた場合は、傷口を流水で洗い患部を冷やして、医療機関を受診してください。かまれたクモを殺して持参すれば適正な治療につながります。
問 環境対策課
TEL 06-6992-1511

第68回中学生 人権作文コンテスト
中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めること、入賞作品を広報し、人権尊重の思想を広げるための取り組みです。
対 中学生
応募条件 1人1編、400字原稿用紙5枚以内
応募方法 市内中学校に提出
応募締切 9月6日(月)
問 大阪法務局人権擁護部第三課
TEL 06-6942-9492

放置自転車の引き取りを
自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。
【5月撤去分】
保管期間 移送の告示日から1カ月
処分日 7月17日(土)
心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。
TEL 06-6902-2340
返還時間 毎日午前10時~午後7時
持住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原動機付自転車4千円)
注 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象
問 都市交通計画課
TEL 06-6992-1694